

平成二十二年四月二十三日提出
質問第四二二二号

いわゆる袴田事件に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

いわゆる袴田事件に関する質問主意書

昭和四十一年に静岡県で発生した強盗殺人放火事件で犯人とされ、死刑が確定した元プロボクサーの袴田巖氏は、冤罪を訴え、現在再審を請求している。右のいわゆる袴田事件を踏まえ、質問する。

一 袴田氏は逮捕・身柄拘束されて本年で既に四十四年になるが、千葉景子法務大臣として袴田氏の精神的・身体的な健康状態を正確に把握しているか。

二 千葉大臣として、袴田氏の健康状態を正確に把握した上で、然るべき対応をとる様、関係部局に適切な指示を出しているか。

三 袴田氏及びその弁護団、支援者は、袴田氏が逮捕された当時、時に一日十時間以上の長時間に渡る取調べを受け、しかもその際に、警察官により棍棒で殴られる等の熾烈な暴力にさらされたと訴えている。千葉大臣として、右の様な事情を承知しているか。

四 袴田事件は、暴力的で威圧的な取調べにより自白を強要された冤罪の最たるものであると思料する。袴田氏の弁護団は、現在も袴田氏の再審を請求していると承知するが、千葉大臣として、右請求にどう応える考えでいるのか明らかにされたい。

五 昨年二月十三日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七一第九三号）では、「一般論として申し上げれば、二について述べたとおり、死刑確定者の精神状態については、法務省の関係部局において、常に注意が払われ、必要に応じて、医師の専門的見地からの診療等を受けさせるなど、慎重な配慮がなされており、法務大臣は、このような専門的な見地からの判断をも踏まえて、心神喪失の状態にあること等の執行停止の事由の有無を判断している。」と、心神喪失状態にある者に対しては死刑の執行について慎重な配慮がなされる旨の回答がなされている。袴田氏は心神喪失状態になってから久しく、死刑執行が停止されるべき状態にあると承知するが、右につき、千葉大臣はどの様に考えるか。

右質問する。